

子ども・子育て支援法に基づく
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

条例への委任の類型

従: 従うべき基準 参: 参酌すべき基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (内閣府令)	条例への 委任の類型	川越市の考え方
一般原則(第3条)	参	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
特定教育・保育施設の運営に関する基準		
利用定員(第4条)	従	
内容及び手続きの説明及び同意(第5条)	従	
正当な理由のない提供拒否の禁止等(第6条)	従	
あつせん、調整及び要請に対する協力(第7条)	従	
受給資格等の確認(第8条)	参	
支給認定の申請に係る援助(第9条)	参	
心身の状況等の把握(第10条)	参	
小学校等との連携(第11条)	参	
教育・保育の提供の記録(第12条)	参	
利用者負担額等の受領(第13条)	従	
施設型給付費等の額に係る通知等(第14条)	参	
特定教育・保育の取扱方針(第15条)	従	
特定教育・保育に関する評価等(第16条)	参	
相談及び援助(第17条)	参	
緊急時等の対応(第18条)	参	
支給認定保護者に関する市町村への通知(第19条)	参	
運営規程(第20条)	参	
勤務体制の確保等(第21条)	参	
定員の遵守(第22条)	参	
掲示(第23条)	参	
支給認定子どもを平等に取り扱う原則(第24条)	従	
虐待等の禁止(第25条)	従	
懲戒に係る権限の濫用禁止(第26条)	従	
秘密保持等(第27条)	従	
情報の提供等(第28条)	参	
利益供与等の禁止(第29条)	参	
苦情解決(第30条)	参	
地域との連携等(第31条)	参	
事故発生の防止及び発生時の対応(第32条)	従	
会計の区分(第33条)	参	
記録の整備(第34条)	参	
特別利用保育・教育の基準(第35条・第36条)	従	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (内閣府令)	条例への 委任の種類	川越市の考え方
特定地域型保育事業者の運営に関する基準		本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
利用定員(第37条)	従	
内容及び手続きの説明及び同意(第38条)	従	
正当な理由のない提供拒否の禁止等(第39条)	従	
あっせん、調整及び要請に対する協力(第40条)	従	
心身の状況等の把握(第41条)	参	
特定教育・保育施設等との連携(第42条)	従	
利用者負担額等の受領(第43条)	従	
特定地域型保育の取扱方針(第44条)	従	
特定地域型保育に関する評価等(第45条)	参	
運営規程(第46条)	参	
勤務体制の確保等(第47条)	参	
定員の遵守(第48条)	参	
記録の整備(第49条)	参	
特別・特定利用地域型保育の基準(第51条・第52条)	従	